

改正案	現行
<p>（事業の届出および許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>九 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第六項で規定する公共施設等運営事業（以下単に「公共施設等運営事業」という。）に係る申請の場合にあつては、同法第二十二條第一項で規定する公共施設等運営権実施契約に係る書類（以下「公共施設等運営権実施契約書」という。）の写</p> <p>5 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第九号に掲げる書類において、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第九号に掲げる書類の添付をもつて、第二項、第三項及び前項第一号から第八号に掲げる書類の添付に代えることができる。</p> <p>（変更の届出および許可の申請）</p>	<p>（事業の届出および許可の申請）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法第四条第二項の経済産業省令で定める書類は、次のとおりとする。</p> <p>一〜八（略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（変更の届出および許可の申請）</p>

第四条 法第六条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第九による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

五 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写

2 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、前項第五号に掲げる書類において、前項第一号から第四号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、前項第五号に掲げる書類の添付をもつて、前項第一号から第四号に掲げる書類の添付に代えることができる。

第十条 法第十七条第一項の規定により供給規程の設定の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の設定の認可を受けようとする者は、様式第十四による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 公共施設等運営事業に係る供給規程の設定の届出の場合にあつては、公共施設等運営権実施契約書の写

2 法第十七条第一項の規定により供給規程の変更の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第十六による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大

第四条 法第六条第一項の規定による届出をし、または同条第二項の許可を受けようとする者は、様式第九による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～四 (略)

(新設)

(新設)

第十条 法第十七条第一項の規定により供給規程の設定の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の設定の認可を受けようとする者は、様式第十四による届出書または申請書に次の書類を添附して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

2 法第十七条第一項の規定により供給規程の変更の届出をし、または同条第二項の規定による供給規程の変更の認可を受けようとする者は、様式第十六による届出書または申請書に、その届出または申請が料金の変

臣に提出しなければならない。

- 一 料金の変更を伴う届出又は申請の場合にあつては、その変更に係る前項第一号及び第二号に掲げる書類
 - 二 公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出の場合にあつては、公共施設等運営権実施契約書の写
 - 三 公共施設等運営事業に係る供給規程の変更の届出又は申請の場合にあつて、かつ、公共施設等運営権実施契約書の内容の変更を伴う場合にあつては、その変更に係る書類の写
- 3 公共施設等運営事業に係る申請の場合にあつては、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類において、第一項第一号及び第二号に掲げる書類に記載される事項に相当する事項が定められている場合には、第一項第三号、前項第二号及び第三号に掲げる書類の添付をもつて、第一項第一号及び第二号に掲げる書類の添付に代えることができる。

更に係るものである場合にあつては、前項各号に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

(新設)

(新設)

様式第十二

様式第 1 2

事業休（廃）止届出（許可申請）書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名または名称および住所
届出（申請）者 ならびに法人にあつてはそ
の代表者の氏名および住所 印工業用水道事業業法第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき、工業用水道事業の休
（廃）止について、下記のとおり届け出（申請し）ます。

休（廃）止年月日	年 月 日
<u>休止の場合はその期間</u>	
休（廃）止の理由	
<u>休止又は廃止により、 公共の利益を阻害するこ とのない理由</u>	<u>別紙のとおり</u>
一部休止の場合は、その 範囲	

備考 1 用紙の大きさは、A列 4号とすること。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代
えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署
するものとする。

様式第十二

様式第 1 2

事業休（廃）止届出（許可申請）書

年 月 日

経済産業大臣 殿

氏名または名称および住所
届出（申請）者 ならびに法人にあつてはそ
の代表者の氏名および住所 印工業用水道事業業法第 9 条第 1 項（第 2 項）の規定に基づき、工業用水道事業の休
（廃）止について、下記のとおり届け出（申請し）ます。

休（廃）止年月日	年 月 日
休（廃）止の理由	
一部休止の場合は、その 範囲	

備考 1 用紙の大きさは、A列 4号とすること。

2 氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代
えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署
するものとする。